

バリアフリー化事業計画(素案)について

1. 木幡駅周辺地区の基本理念・基本方針

本市では、宇治市交通バリアフリー全体構想において市全体のバリアフリー化の基本理念を『すべての人が安心して出かけられる、やさしさにあふれたまち・宇治』と掲げており、これを踏まえて、木幡地区の基本理念を次のように定めます。

また、この基本理念の実現のため、3つの構成からなる基本方針を定めます。

< 基本理念 >

『すべての人が移動しやすく快適に生活できる、やさしさと助けあいのまち 木幡』

- (目標) 高齢者、障害のある人などをはじめ、まちを移動したり、施設を利用したりする際に制約を受けるあらゆる人も、気持ちよく過ごせる質の高いまちをめざします。
道路や駅舎、建物などにおけるハード整備を進めるだけでなく、市民がお互いに理解し助け合うことのできるまちをめざします。

< 基本方針 >

1. すべての人が安心かつ快適に移動や施設等の利用ができるまちづくりを推進します。

歩行空間や公共施設等は、高齢者、障害のある人など、多様な利用者のことを考慮して整備を進める必要があります。すべての人が円滑に移動でき、わかりやすく利用しやすいまちとなるよう、ユニバーサルデザインの考え方を基本として、まちづくりを進めます。

2. 鉄道駅と周辺施設等を円滑に移動できるバリアフリーネットワークの整備を推進します。

最も利用者が多いと見込まれる鉄道駅舎と様々な人が利用する公共施設へ、円滑に移動できるよう、歩行空間の整備を進めます。

3. 移動や利用に困っている人をやさしく助け合える、心のバリアフリーを推進します。

市民一人ひとりがバリアフリー化について理解を深め、気持ちよく過ごせるまちを実現するため心のバリアフリーを推進します。

2 . 重点整備地区の設定

1】重点整備地区

(1) 重点整備地区の要件

移動等の円滑化に係る事業を重点的かつ一体的に進めるための区域を、重点整備地区として定めます。重点整備地区の要件としては、バリアフリー新法第2条21項に定められており、さらに国の定める基本方針においてその具体的な内容が示されています。

【移動等円滑化の促進に関する基本方針による重点整備地区の要件】

配置条件

- ・生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区
- ・地区全体の面積がおおむね400ha(半径約1.1km円の圏域)未満
- ・生活関連施設のうち特定旅客施設又は官公庁施設、福祉施設等の特別特定建築物に該当するものがおおむね3以上所在すること
- ・当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われる地区であると見込まれること

「生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。」(バリアフリー新法 第2条第21号イ)

事業の必要性

- ・高齢者、障害者等の徒歩若しくは車いすによる移動又は施設の利用状況
- ・土地利用や諸機能の集積の実体並びに将来の方向性
- ・想定される事業の実施範囲、実現可能性などの観点から総合的に判断して、当該地区における移動等円滑化のための事業に一体性があり、事業の実施が特に必要な地区

「生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設(道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。)について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。」(バリアフリー新法 第2条第21号ロ)

事業の実現性・相乗効果

- ・高齢者、障害者等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能、勤労の場を提供する機能など都市が有する様々な機能の増進
- ・移動等円滑化のための事業が重点的に、かつ、各事業の整合性を確保して実施されることについて、実施可能性及び集中的かつ効果的な事業実施の可能性等

「当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。」(バリアフリー新法 第2条第21号ハ)

(2) 重点整備地区の区域について

今回定める重点整備地区の区域は6ページのとおりとし、区域の境界はできる限り道路や河川等でわかりやすく表示して決めました。

また、前ページの重点整備地区設定の要件と照らし合わせて地区の状況を整理し、条件を満たしていることを確認しました。

要件	地区の状況
配 置 条 件	<p>駅周辺には、木幡地域福祉センター、木幡公民館のほか、宇治木幡郵便局など特に高齢者や障害のある人等がよく利用する施設が駅の半径250m以内に集積しており、徒歩による移動が見込まれます。</p> <p>重点整備地区の区域面積は40.6haです。</p> <p>特定旅客施設が2施設（京阪木幡駅、JR木幡駅）、特別特定建築物が3施設（木幡地域福祉センター、木幡公民館、宇治木幡郵便局）所在しています。</p>
事 業 の 必 要 性	<p>JR木幡駅においては、エレベーター、多機能トイレ、内方線等などに課題が残っています。</p> <p>周辺道路については、駅から各施設までの経路について道路幅員が狭く、歩道が未整備の区間があり、また、蓋のない側溝など、安全な歩行経路の確保等も課題となっています。</p>
事 業 の 実 現 性 や 相 乗 効 果	<p>JR木幡駅において、バリアフリー化の事業予定があります。</p> <p>木幡踏切の拡幅事業が完成しており、JR木幡駅のバリアフリー化事業とあわせて、相乗効果が期待できます。</p>

2】生活関連施設、生活関連経路

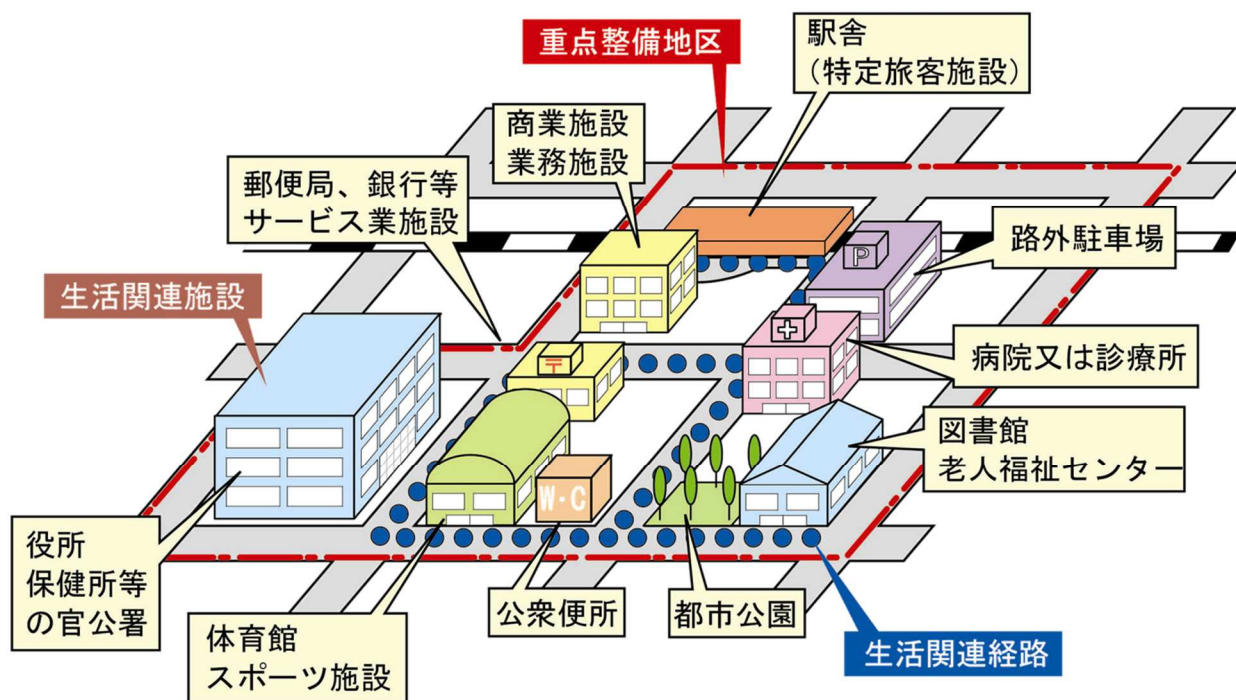
(1) 生活関連施設及び生活関連経路とは

生活関連施設

生活関連施設とは、「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設」のことであり、該当する施設は、市内において鉄道駅、市役所、特別支援学校、病院、商業施設など多数所在しています。基本構想において生活関連施設として定めた施設は、バリアフリー化に努める必要があります。

生活関連経路

生活関連経路とは、「生活関連施設相互間の経路」のことであり、生活関連施設の間を結ぶ道路、駅前広場のほか、建築物内部の通路なども生活関連経路として定めることができます。生活関連経路においても、基本構想の中で定めた経路は、バリアフリー化に努める必要があります。



【重点整備地区及び生活関連施設、生活関連経路のイメージ図】

(2) 生活関連施設及び生活関連経路の選定

木幡駅周辺地区においては、地区の中心的な施設として次の生活関連施設を選定し、この生活関連施設を結ぶ経路を生活関連経路として選定しました。

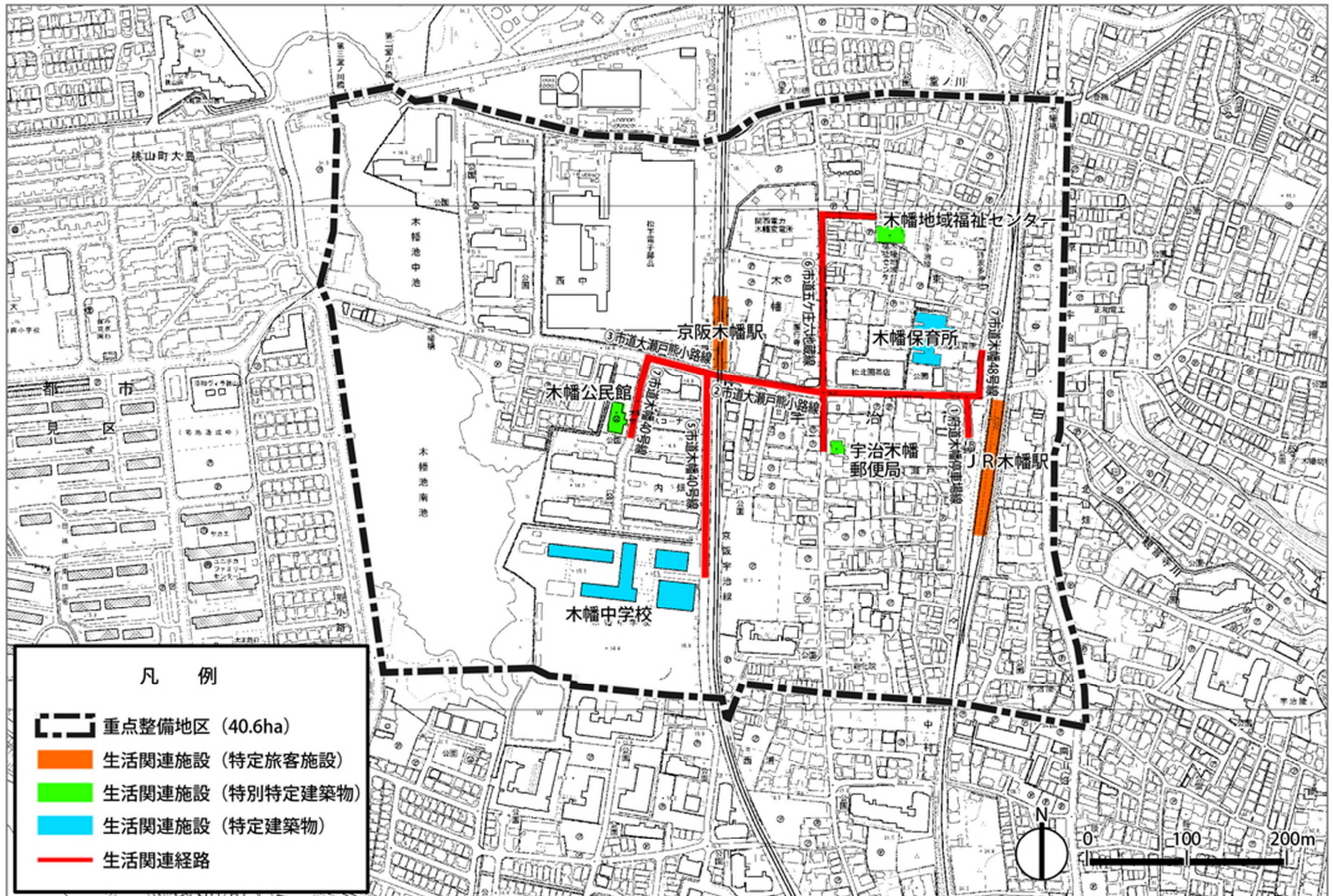
生活関連施設

生活関連施設	施設名	選定の基本的な考え方
特定旅客施設	J R 木幡駅	1日の平均利用者数が5,000人以上である旅客施設
	京阪木幡駅	
特別特定建築物	木幡公民館	多くの人々が利用する、または、主として高齢者や障害のある人などが利用する施設
	木幡地域福祉センター	
	宇治木幡郵便局	
特定建築物	木幡中学校	多くの人々が利用する施設
	木幡保育所	

生活関連経路

経路	施設間	路線名
	J R 木幡駅～京阪木幡駅	府道木幡停車場線
		市道大瀬戸熊小路線
	京阪木幡駅～木幡公民館	市道大瀬戸熊小路線
		市道木幡40号線
	京阪木幡駅～木幡中学校	市道木幡41号線
	木幡地域福祉センター～宇治木幡郵便局	市道五ヶ庄六地藏線
	木幡保育所前	木幡緑道(市道木幡48号線)

【木幡駅周辺重点整備地区図】



3 . バリアフリー化事業計画について

(1) バリアフリー化事業計画について

木幡駅周辺地区におけるバリアフリー化を推進するため、タウンウォッチング等から得られたバリアフリー上の問題点を踏まえ、各施設設置管理者が今後実施していくバリアフリー化事業計画を次のように定めます。

整備目標年度は、次のように分類し、関係機関等と連携しながら計画的にバリアフリー化に取り組みます。

< 目標年度の種別 >

短 期：原則として、国が定める目標年度である平成32年までに事業を完了させる事業。

中 長 期：平成32年度までの事業の完了は難しいものの、バリアフリー化に向けた実施可能な事業の検討など、取り組みを進める事業。

(2) 公共交通機関のバリアフリー化事業計画

駅舎のバリアフリー化事業に係る考え方

【 JR木幡駅 】

駅ホームと改札との間に50cm程度の高低差があり段差が生じているほか、京都方面ホームと宇治・奈良方面ホームの間は、階段のみの跨線橋によりつながっているため、車いすやベビーカーなどが円滑にアクセスできない状況です。また、多機能トイレが未整備であることや京都方面ホームには内方線が未設置など、バリアフリー化が不十分な状況です。

そのため、1以上の移動等円滑化経路を確保するとともに、多機能トイレの設置や内方線整備など、バリアフリー整備を進めます。

【 京阪木幡駅 】

改札からホームまでの移動等円滑化経路が各方面ホームとも確保されるとともに、オストメイト対応の多機能トイレや内方線が整備されるなど、バリアフリー化は完了しています。

今後は、蹴込のある券売機の整備など、施設の更新計画などにあわせ、さらにバリアフリー化の充実を目指します。

公共交通のバリアフリー化事業

駅名	事業内容	主事業者	実施時期	
			短期	中長期
JR 木幡駅	駅入口からホームまでの連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置	西日本旅客鉄道株式会社		
	移動円滑化された経路の整備（エレベーターの設置等）			
	多機能トイレの設置			
	音声案内・サインの整備			
	移動等円滑化経路上の上屋の設置			
	内方線の敷設（京都方面ホーム）			
	蹴込つき券売機への改修			
京阪 木幡駅	わかりやすい案内表示の検討	京阪電気鉄道株式会社		
	蹴込つき券売機への改修			

（３）道路のバリアフリー化事業計画

道路のバリアフリー化事業に係る考え方

【生活関連経路】

生活関連経路として位置付けられた府道や市道のうち、歩道の設置されている路線については、段差の改善、路面の改良、横断勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの連続敷設を基本にバリアフリー化を進めます。

一方、歩道が未設置である路線については、路側帯のカラー化などによる歩行者の安全対策を検討するとともに、タウンウォッチング等で安全対策について多くの意見があったJR木幡駅から京阪木幡駅間の道路については、事業の実現可能性や市の財政状況等をかんがみながら歩道整備についても検討を進めます。

【その他の道路】

重点整備地区内の生活関連経路以外の府道や市道についても、他の事業や維持管理を行う中で、可能な限り、バリアフリー化を図るよう努め、歩行者等の安全対策等に取り組みます。

道路のバリアフリー化事業

路線名	事業内容	主事業者	実施時期	
			短期	中長期
府道木幡停車場線 (JR木幡駅前)	連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置、段差の改善	京都府		
市道大瀬戸熊小路線 (JR木幡駅～京阪木幡駅)	歩行者安全対策の検討(歩道整備、路側帯のカラー化等)	宇治市		
市道大瀬戸熊小路線 (京阪木幡駅～木幡公民館)	連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置	宇治市		
市道木幡40号線 (木幡公民館前)	連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置	宇治市		
市道木幡41号線 (京阪木幡駅～木幡中学校)	連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置、歩道改良の検討	宇治市		
市道五ヶ庄六地蔵線 (木幡地域福祉センター～宇治木幡郵便局)	歩行者安全対策の検討(路側帯のカラー化等)	宇治市		

(4) 公園等のバリアフリー化事業計画

公園等のバリアフリー化事業に係る考え方

【生活関連経路】

生活関連経路に位置付けられた木幡緑道の区間については、連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置を進めます。

【その他の公園等】

重点整備地区内の生活関連経路以外の公園等についても、他の事業や維持管理を行う中で、段差の改善、路面の改良、縦横断勾配の改善など可能な限りのバリアフリー化に取り組みます。

公園等のバリアフリー化事業

公園名等	事業内容	主事業者	実施時期	
			短期	中長期
木幡緑道 (木幡保育所付近)	連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置	宇治市		

(5) その他のバリアフリー化事業計画

建築物のバリアフリー化事業に係る考え方

生活関連施設に位置付けた市の公共施設については、施設の更新計画などに合わせ、高齢者や障害のある人が安心して施設を利用できるよう、バリアフリー化に努めるとともに、地区内で建築される建築物については、バリアフリー新法や京都府福祉のまちづくり条例に基づき、助言や指導を行っていきます。

交通安全施設のバリアフリー化事業に係る考え方

生活関連経路上において、信号機を設置する場合は、周辺の状況等を考慮しながら、原則音響装置を設置するものとします。また、地区内のその他の信号機についても、出来る限りの整備を検討します。

(6) ソフト施策におけるバリアフリーの取り組み

「すべての人が移動しやすく快適に生活できる、やさしさと助け合いのまち 木幡」を基本理念とする木幡駅周辺地区において、基本方針として「移動や利用に困っている人をやさしく助け合える、心のバリアフリーを推進します」を掲げ、市民がお互いに理解し、助け合うことのできるまちを目標としています。これは、単にハード整備を進めるだけでは、目標は実現しません。

物理的な整備が早急にできず、バリアフリー化が難しい場合でも、高齢者や障害のある人などへのサポートや声かけでバリアフリーが実現することもあります。

また逆に、高齢者や障害のある人などから、教えてもらわなければ、「バリア」をバリアとして気づかずに過ごしていることもあります。

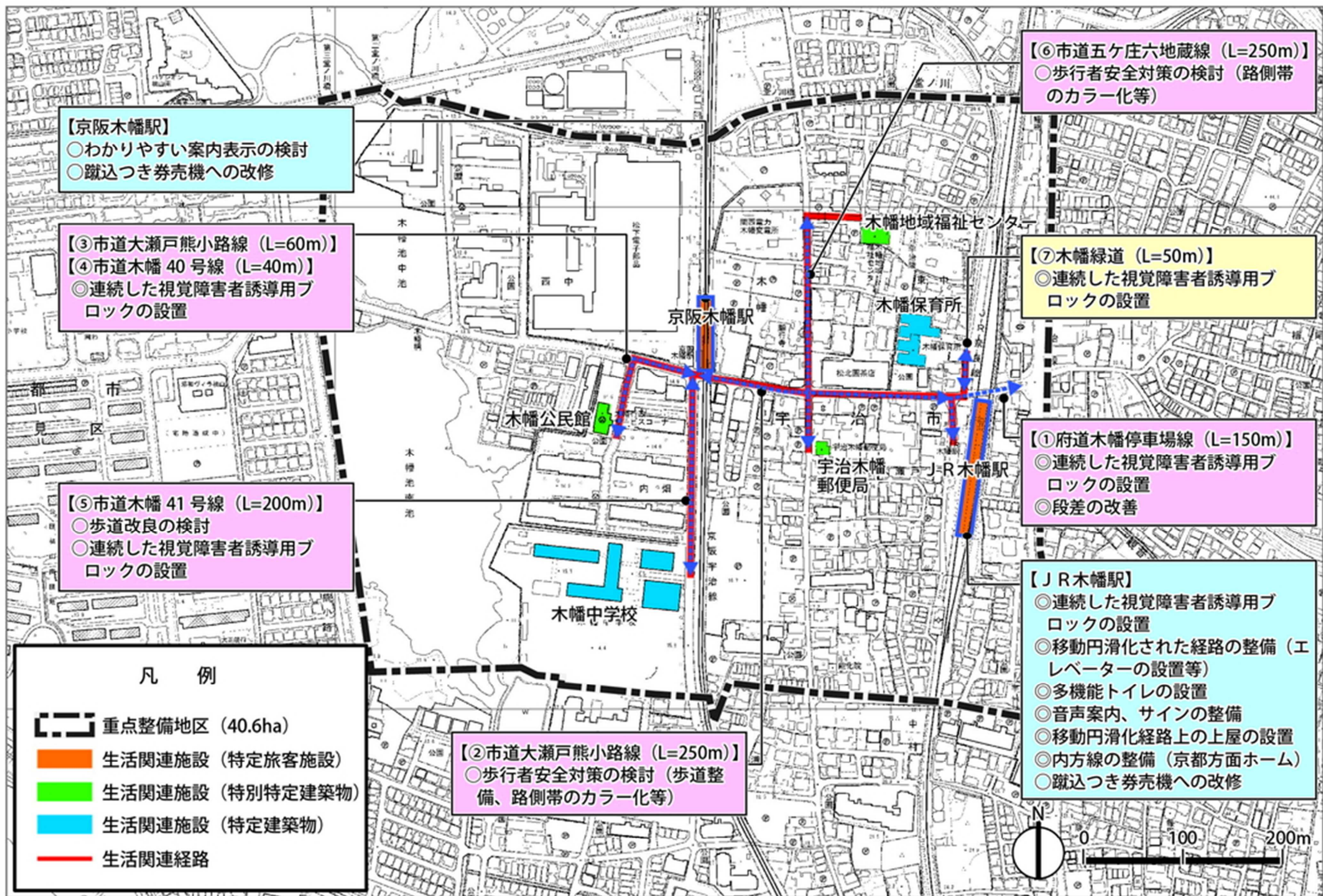
世代や障害の有無などによらず、一人ひとりがお互いを理解し、それぞれできることを考え、自然に行動へ表れることが大切です。

このためには、「心のバリアフリー」として、次のようなソフト施策の実施が考えられます。今後は、これらのソフト施策について検討を進め、木幡駅周辺地区だけでなく、全市的かつ継続的に展開するものとします。

ソフト施策（心のバリアフリーの推進）

交通ルールやマナーの遵守、違法駐輪等の歩道の占拠防止のための啓発活動の推進
市職員や交通事業者への交通バリアフリー体験研修の実施
高齢者や障害のある人などへのバリアフリー情報の積極的な提供
高齢者や障害のある人などからのバリアに関する情報収集
交通バリアフリー事業に関する進捗管理と積極的な情報発信

バリアフリー化事業計画図



○ : 短期事業 (平成32年度まで)
 ◎ : 中長期事業

(7) バリアフリー基本構想の推進に向けて

バリアフリー基本構想を策定することで、各事業者が重点整備地区内のバリアフリー化事業を進めていきますが、進捗状況の管理や整備内容に関して評価などを行わなければ効果的効率的な整備は実現できません。

今後、バリアフリー基本構想に基づく事業を円滑に進めていくために、次のような推進策に取り組みます。

バリアフリー基本構想の推進施策

市民・施設設置管理者・行政の協働による施策の推進（事業実施後の点検評価など）

バリアフリー基本構想の進捗状況について報告・評価等を行う協議会の継続実施

計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）のPDCAサイクルに基づき、段階的かつ継続的な改善